

# 茶の産地・人・産業の活性化に向けて

課題

肥料等の値上がり

茶葉の取引価格の低迷

労力不足

茶樹の老木化

経費削減

共同購入等による大口割引の活用  
S県の農事組合法人は、生葉系列農家まで含めて共同で肥料・農薬を年間購入することにより、15%割引購入に成功。

肥効調節型肥料の導入  
A県の共同組織は、緩効性肥料の導入により、肥料代を25%削減(68千円/10a→51千円/10a)。

各段階でのムダや異物混入等を減らすため生産工程管理(GAP\*)を導入  
(在庫管理徹底で余計な資材購入削減、使用前点検や衛生管理の徹底で異物混入防止等)

土壌診断による蓄積肥料成分の活用  
(診断結果による施肥設計の見直し等)  
家畜ふん堆肥の活用※

点滴かん水施肥施設等の導入  
てん茶栽培の点滴施肥技術導入試験で、年間施肥量を慣行に比べて約3割削減。  
点滴施肥技術とは  
吸収根のある根域へ必要量の水と肥料(液肥)を点滴チューブから毎日少しずつ自動供給することで、施肥量や施肥・耕うん労力の削減、茶葉の品質向上等に資する技術。



経営規模拡大で収益確保

茶園の集積

協業化・法人化

信用向上・販路拡大

茶葉の品質等に係る分析診断施設導入

専門家との個別相談等で売上や販路等の課題改善  
(多様な分野の専門家による無料相談・研修等)

新商品・新サービスの開発  
需要の開拓  
(試作装置購入、市場調査、広報等)



加工の新技术導入(低カフェイン化、醗酵等)

高品質な被覆茶栽培への転換

優良品種への転換(やぶきた→〇〇へ改植)

有機栽培等への転換  
(送風式捕虫・減農薬散布機(茶管理機)の導入等)

省力化

機械作業に適した茶園改良

効率的な茶管理機導入による規模拡大

N県の農家は、可搬式摘採機に替えて山間傾斜地対応の小型摘採機を導入し、経営規模の拡大(5.2ha→7ha)を実現。



更新

優良品種への改植



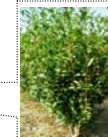
同時に点滴かん水施肥施設導入で管理を省力化

効率的な茶管理機導入による省力化

A県の茶業組合は、棚下茶園対応の乗用型摘採機を導入し、摘採等の延べ労働時間を約6割に縮減。



茶樹更新や施肥等作業請負組織の育成  
(家畜ふん堆肥散布機、茶管理機の導入等)



農商工連携

高付加価値化

改善に向けた取組(例)

\*:GAPに関する情報については、次のインターネットのウェブサイト等をご参照下さい。

[http://www.maff.go.jp/syohi\\_anzen/gap/index.htm](http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/gap/index.htm)

※: 東海地域家畜ふんたい肥供給者等リストが、次のウェブサイトにありますので、ご活用下さい。

<http://www.maff.go.jp/tokai/seisan/nosan/kankyuu/taihilist.html>

※国の支援制度については、裏面をご参照下さい。

# 国の支援制度(例)の簡単な紹介

## 農林水産省

作成:平成21年2月 東海農政局 園芸特産課

本資料の問い合わせ先:茶担当 農政調整官(畑作経営) / 電話052-201-7271 (内線2426)

### ■取組と支援メニューの例から探す支援制度早見表

メニュー	No	支援制度略称※				
		強	改	連	安	発
<b>●肥料等経費削減や省エネに向けた取組</b>						
土壌診断による蓄積肥料成分の活用 [設置型診断装置の購入等]	①	○				
家畜ふん堆肥の活用 [家畜ふん堆肥散布機の導入等]	②	○	○			
点滴かん水施肥施設や配水施設(井戸等を含む)の導入	③	○	○			
省エネ機械・施設への転換 [茶管理機、加工施設の導入等]	④	○	○			
<b>●省力化・経営規模拡大で収益確保に向けた取組</b>						
茶園の集積 [賃借等]	⑤		○			
機械作業に適した茶園改良	⑥	○	○			
効率的な茶管理機(摘採、防除、整枝等)の導入	⑦	○	○			
作業請負組織の活動に必要な作業機械の整備 [家畜ふん堆肥散布機、茶管理機、耕畜連携の中古農機の導入等]	⑧	○	△			
<b>●信用向上・販路拡大に向けた取組</b>						
生産工程管理(GAP)を導入 [GAP策定、研修等]	⑨				○	
茶葉の品質等に係る分析診断施設の導入	⑩	○				
専門家との無料個別相談・研修等で売上や販路等の経営課題改善	⑪					○
<b>●高付加価値化に向けた取組</b>						
加工の新技术導入 [選別、乾燥・調製、抽出・食品加工等施設の導入]	⑫	○	○			
被覆茶栽培へ転換 [被覆資材購入、簡易被覆巻取り機導入等]	⑬	○	○			
優良品種への転換や若返りに係る改植(苗代含む)と茶園改良	⑭	○	△			
有機栽培等への転換 [送風式捕虫・減農薬散布機、防虫灯の導入等]	⑮	○	○			
<b>●農商工連携の取組(農林漁業者と中小企業者(製茶、販売等)の連携)</b>						
新商品開発や需要開拓等 [試作・実験、調査、広報、展示会出展等]	⑯		△	○		

#### ※欄の注記

支援制度略称について、正式な制度名は右表をご参照下さい。

○:対象となるメニューが含まれるもの。ただし、条件等により対象とならない場合があります。

△:一部対象となるメニューのもの。ただし、条件等により対象とならない場合があります。

上記の対象メニューの条件等については、右表又は上記の相談先等へお問い合わせ下さい。

### ■支援制度のポイント及び相談先

制度名:強い農業づくり交付金 (左早見表の「強」の正式名称)  
 目的:産地競争力の強化等地域の課題を解決する取組の支援  
 対象者:農業者の組織する団体、農業生産法人、農協、市町村等  
 主要要件:受益農家が原則5戸(県知事が認めれば3戸)以上参加  
 成果見込みが基準以上(例 生産コスト又は窒素成分施肥量の5%以上削減等)等  
 助成率等:交付対象経費の1/2以内(茶園改良、改植、施設)、1/3以内(機械)。上限額あり。  
 メニュー補足:②の散布機は助成率1/2以内。④⑦⑧⑯の茶管理機は複合作業のできるもの  
 に限る(例 摘採+防除、摘採+整枝)。⑭の同一品種内改植は対象取組限定。  
 相談先:東海農政局 園芸特産課 農政調整官(畑作経営) / 電話052-201-7271 (内線2426)

制度名:農業改良資金 (左早見表の「改」の正式名称)  
 目的:新たな生産や販売の方式の導入、新たな加工事業進出等の挑戦の取組を支援。  
 対象者:認定農業者、その他の担い手(主業農業経営者、エコファーマー等)  
 主要要件:県知事による貸付資格の認定等  
 貸付条件:無利子、償還(据置)期間10年(3年)以内、融資率、融資額や対象者等に制限あり  
 相談先:普及指導センター又は農協等融資機関

制度名:農商工等連携対策支援事業 (左早見表の「連」の正式名称)  
 目的:農林漁業者と中小企業者が有機的に連携し、互いの経営資源を有効活用して行  
 う事業等を支援。  
 対象者:連携している農林漁業者と中小企業者等  
 主要要件:農商工等連携促進法第4条第1項に基づく農商工等連携事業計画の認定等  
 助成率等:補助対象経費の2/3以内。補助限度額あり。  
 相談先:中部経済産業局 経営支援課 / 電話052-951-0521  
 :東海農政局 食品課 / 電話052-201-7271 (内線2343)  
 :(独)中小企業基盤整備機構中部支部 / 電話052-201-3068

制度名:食の安全・安心確保交付金 (左早見表の「安」の正式名称)  
 目的:農畜水産物の安全性確保に係る地域の取組等を支援  
 対象者:農協、農業生産法人、市町村等  
 助成率等:補助対象経費の1/2以内  
 相談先:東海農政局 農産課 環境保全型農業専門官 / 電話052-201-7271 (内線2420)

制度名:人生二毛作の実現に向けた他産業従事者による農林漁業経営体発展支援研修  
 事業 (左早見表の「発」の正式名称)  
 対象者:農林漁業者 助成率等:個別相談、研修、セミナーは無料  
 申込先:(株)パソナグループ 農林漁業ビジネス経営塾 事務局 / 電話03-6734-1070



### ■その他の取組への支援メニューと制度の例

→制度名

輸出 [専門家活用、調査、バイヤー招へい、試験輸出、販促活動等] →農林水産物等輸出促進支援事業

革新的な生産技術導入 [実証、啓発、各種の施設・機械等] →未来志向型技術革新対策事業

温暖化の影響(干害等)への対応 [実証、点滴かん水施設等] →農業生産地球温暖化総合対策事業